

～会計を通じて人に幸せを～

Hirai's レビュー

2014年10月号 (No. 70)

平井会計事務所 税理士 平井満広

〒108-0023 東京都港区芝浦4-19-1

芝浦アイランドケーブタワー-2305号

電話:03-3452-7082 Fax:03-6303-3350

Mail:m\_hirai@hirai-ao.com

URL:http://www.hirai-ao.com/

## 気づいたら会社がなくなっていた！？休眠会社の整理作業が実施されます

今年は12年ぶりに休眠会社の整理作業が実施されます。放っておくと会社がなくなるかもしれません！

### ◆整理作業ってなに？

会社というのはそもそも経済活動をするために設立されます。ですから“事業の立ち上げできなかった”、“経営に失敗した”といった理由で経済活動ができなくなったときは消滅の手続きをしないといけません。ところが手続き費用がかかることもあって、実際は放置したままというケースも数多く見受けられます。こうした実体のない会社が増えると登録情報の管理が煩雑になりますし、場合によっては不正の温床になることも考えられます。このような問題の発生を未然に防止するために行われる行政手続きが「休眠会社の整理作業」です。整理作業の対象となる会社等は以下のとおりです。

(a)最後の登記から12年を経過している株式会社。なお、いわゆる”有限会社”は含まれません。

(b)最後の登記から5年を経過している一般社団法人等。ちなみに対象期間(12年または5年)内に、登記簿謄本や印鑑証明書をとっていたとしても、関係ありません。

### ◆何をすればいいの？

平成26年11月17日の時点で、上記(a)または(b)に該当する会社等は、平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出をするか、役員変更等の登記をしない限り、法務局の登記官の職権で解散させられることとなるので注意が必要です(みなし解散)。なお対象となる会社等には平成26年11月17日以後に登記所から通知が送られます。手元に通知が届いた会社等は整理作業の対象となっているので放っておくと解散させられます。速やかに司法書士の先生に相談して役員変更等の登記を申請しましょう。よく分からなければ、ひとまず「まだ事業を廃止していない」旨の届出をします。「まだ事業を廃止していない」旨の届出は登記所から送られた書類に所定の事項を記載し、登記所に持参または郵送すれば完了です。発送された書類が手元にないときは次の事項を記載した書面に代表印を押印して提出します。

#### 【届出書に記載すべき事項】

(1)〈会社の場合〉

商号、本店並びに代表者の氏名及び住所

〈一般社団法人等の場合〉

名称、主たる事務所並びに代表者の氏名及び住所

(2)代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所  
※委任状も添付する

(3)まだ事業を廃止していない旨

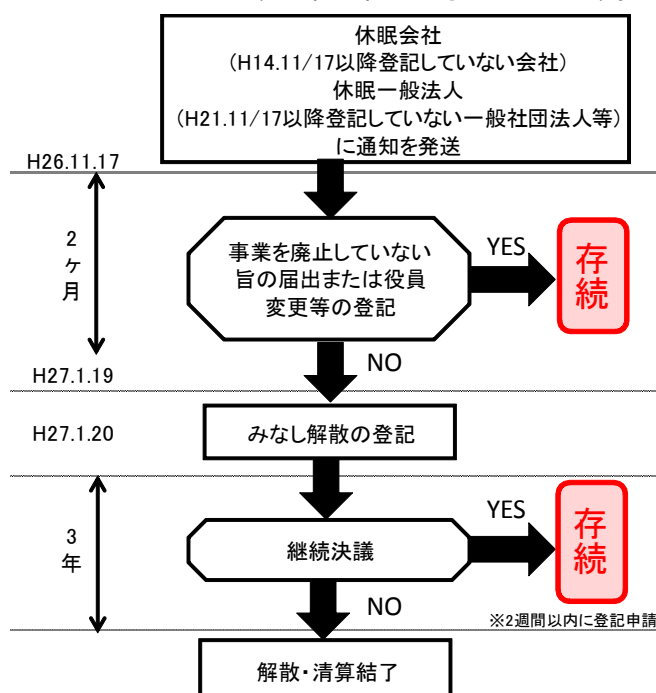
(4)届出の年月日

(5)登記所の表示

不備があると、認められない場合があるので正確に記載しましょう。

### ◆みなし解散になるとどうなるの？

会社等がみなし解散になると登記簿にその旨が表記されます。得意先や取引銀行に見られると恥ずかしいですし、与信の低下につながるかもしれません。もしみなし解散になったら、早急に継続の手続きをしましょう。みなし解散の登記後3年以内に、会社の場合は株主総会、一般社団法人等の場合は社員総会等で継続の特別決議をすることで継続できます。決議から2週間以内に継続の登記を申請することで登記簿も元に戻ります。ちなみに継続の手続きもしないでみなし解散を放置しておくとも3年後に会社等は本当に消滅への道をたどることになります(解散・清算終了)。気づいたら会社がなくなっていた、なんてことがないように早め早めに対応しましょう。



このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送り  
させて頂いております。ご不要の場合はご連絡ください。

☆ ブログもご覧いただけたら幸いです。(平日毎日更新)⇒[http://blog.goo.ne.jp/hirai\\_tax/](http://blog.goo.ne.jp/hirai_tax/)